

令和7年8月1日

保護者の皆様

豊島区子ども家庭部保育支援担当課長
樋口 友久

令和7年度豊島区認可外保育施設利用補助制度の補助額変更について

日頃より、豊島区の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和7年9月から認可保育施設に在籍する全てのお子さまの保育料が無償となったことに伴い、**豊島区認可外保育施設利用補助制度についても、令和7年9月利用分より補助額が下記のとおり拡充されますのでお知らせいたします。**

記

①区分A（認証保育所）・区分B（企業主導型保育事業）の補助額

現状（令和7年8月分まで）	変更後（令和7年9月分以降）
認可外保育施設保育料（※1）から認可保育所に入所していたなら支払う想定保育料を差し引いた額（※2）	認可外保育施設保育料（※1）（※2）

②区分C（その他認可外保育施設）の補助額

「認可外保育施設保育料（※1）」と「補助基準額」のいずれか低い方を補助します。（※2）

対象			現状（令和7年8月分まで）	変更後（令和7年9月分以降）
			補助基準額（上限）	補助基準額（上限）
0 ～ 2 歳児	課 税 世 帯	第一子	月 額 40,000 円	<u>月 額 80,000 円</u>
		第二子 以降	月 額 67,000 円	
	非課税世帯			
3～5 歳児			月 額 57,000 円	<u>月 額 77,000 円</u>

（※1）認可外保育施設保育料とは、利用契約に基づき支払う月額保育料とします。主食費・副食費は含みますが、入園料、延長保育料、補食代及び雑費等は対象外です。

（※2）契約時間によって補助額が減額される場合があります。補助額は1,000円未満切り捨てです。

なお、支給には補助金の申請、「保育の必要性」の認定、対象施設であるなどの要件があります。詳細は区HPをご確認ください。

ご不明点な点等ございましたら、以下問い合わせ先にご連絡ください。

【豊島区HP】

問い合わせ先： 保育課入園グループ 03-3981-2140

